

# 地域公共交通活性化・再生法の改正の概要

## ～鉄道事業再構築事業制度～

鉄道局 地域鉄道対策室

「頑張る地域と鉄道事業者」を制度面から支援する「鉄道事業再構築事業制度」の導入を内容とする「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」の概要をご紹介します。

### 法律案提出の背景

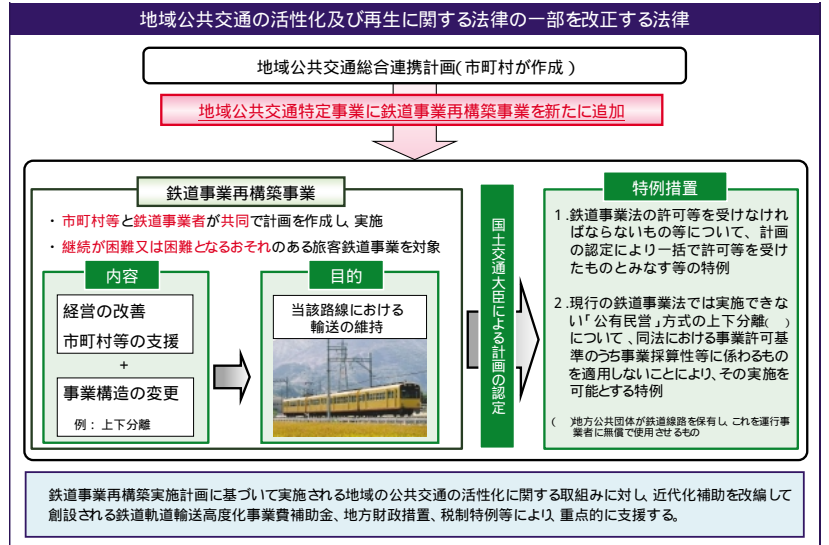
平成19年5月に成立した「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下「地域公共交通活性化・再生法」という。)において、鉄道関係では鉄道再生事業の制度が導入されました。これは、廃止届出を行った旅客鉄道事業を対象として、沿線の市町村等が存続を望む場合には、鉄道事業者と市町村等の間で存続に向けた議論を行う場を早急に確保することができるように両者が合意すれば、当初の廃止届出による廃止期限を延長して協議を行うことができる手続などを定めたものです。

これに対して、この法律の成立時に「地方の鉄道の厳しい経営状況を踏まえ、その維持が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう努めること」や「運行会社の経済的負担を軽減し、その路線の維持に資するため、いわゆる『上下分離制度』が一層活用されるよう、助言や指導に努めること」という趣旨の附帯決議がなされました。

さらに、法成立を契機として、「地域の鉄道は最後は地域が支える」などの議論が各地で活発になるとともに、具体的な支援プロジェクトの検討が進みこれらを踏まえた国土交通省交通政策審議会鉄道部会における検討などにおいて、廃止届出に至らずとも経営悪化が深刻化している地方鉄道を幅広く対象とし、存廃議論が浮上する前の段階で、国の支援を受けつつ関係者が一体となった取組みを展開できるように制度を追加的に導入すべきとの気運が高まりました。

このような背景を踏まえ、平成20年

### 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律



の通常国会に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、本年5月23日に成立、同月30日に公布されました。なお、本法は、本年10月1日から施行される予定となっています。

### 本法の概要

#### 鉄道事業再構築事業制度の創設

本法により、「地域公共交通活性化・再生法」の地域公共交通特定事業に、鉄道事業再構築事業を追加しました。

これは、最近の経営状況にかんがみ、その継続が困難となり、または困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業を対象として、経営の改善を図るとともに、市町村等の支援を受けつつ、事業構造の変更を行うことにより、その路線における輸送の維持を図るための事業となっています。なお、ここでいう事業構造の変更には、事業の譲渡譲受や法人の合併・分割、上下分離などが含まれています。

#### 鉄道事業再構築実施計画の作成

鉄道事業再構築事業の実施にあたっては、市町村の作成する地域公共交通総合連携計画にその内容を盛り込んだ上で、当該計画を作成した市町村、旅客鉄道事業者を運営する鉄道事業者、当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を運営しようとする者などの関係者全員の合意により、鉄道事業再構築実施計画を作成することとなります。

#### 鉄道事業再構築実施計画の認定

鉄道事業再構築実施計画については、

申請により国土交通大臣の認定を受け、法律の特例などの支援措置を受けることが可能です。

国土交通大臣は、その計画が基本方針に照らして適切なものであること、当該計画に定められた事業のうち、鉄道事業の許可等を受けなければならないものについては、当該事業の内容が鉄道事業法上の許可等の基準に適合することなどの一定の基準に適合する場合には、認定することとしています。

**認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づく事業に係る鉄道事業法の特例**

国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業の円滑な実施を図るため、同事業のうち、鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの、あるいは届出を行わなければならないものについては、実施計画の認定により、一括で許可等を受けたものとみなし、あるいは届出を行ったものとみなす手続の合理化を行っています。

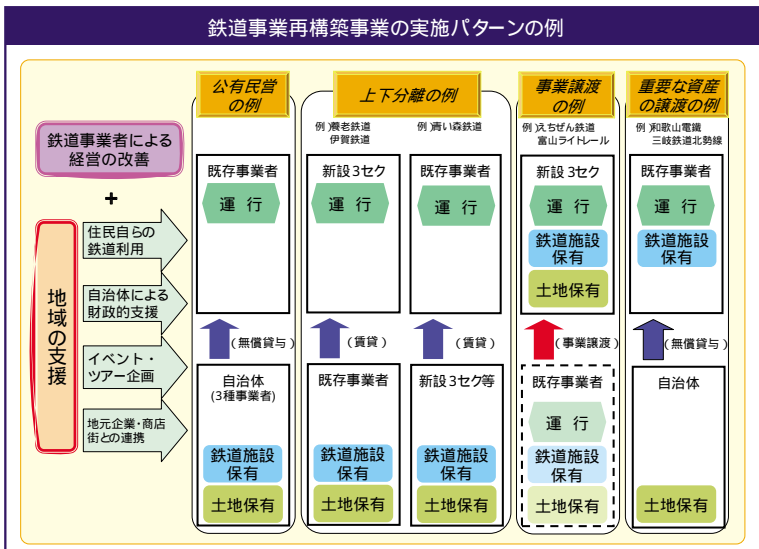
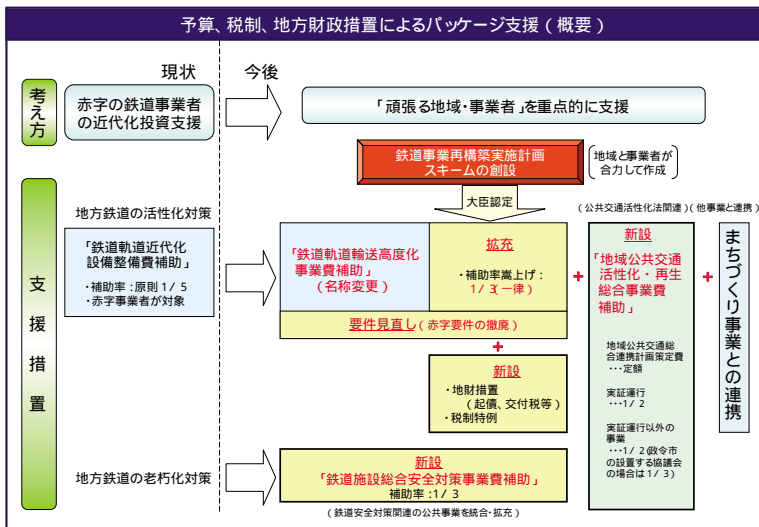
また、鉄道事業再構築事業を実施する際に、上下分離を目的として従前の旅客鉄道事業を一旦廃止する必要がある場合には、当該旅客鉄道事業の廃

止の実態については、鉄道事業再構築実施計画の認定により把握できること、鉄道事業再構築事業の目的から、新たな鉄道事業者が引き継ぐことが明白であって、事業廃止の前後関係者間の調整は必要ないことから、同法に基づく鉄道事業の廃止届出を不要としています。

**「公有民営」方式による上下分離**

さらに、地方公共団体が鉄道線路を保有してこれを運行事業者が無償で使用させる「公有民営」方式による上下分離については、現行の鉄道事業法では実施することができませんでしたが、同法における事業許可基準のうち、事業採算性等に係るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例を設けています。

これにより、鉄道事業者は資産保有に伴う費用負担が恒常的に軽減され、経営を構造的に安定させることができるものと考えられます。ま



**関連支援制度**

た、鉄道事業者と沿線市町村など地域が一体となった鉄道輸送の維持が容易となり、鉄道を活用した沿線の活性化やまちづくりに取り組むことができるようになりますと考えています。

国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画に基づく鉄道事業再構築事業については、鉄道軌道輸送高度化事業費補助金による予算面の支援や、固定資産税、不動産取得税、登録免許税などの税制上の減免特例、地方

財政措置として起債措置や交付税措置が講じられることとなっています。また併せて、地域公共交通総合連携計画に対する地域公共交通活性化・再生総合事業を活用することも可能です（活用事例は20ページ参照）。

このように、地域のコンセンサスに基づいて鉄道事業者と沿線の市町村等が連携して行う意欲的な取組みに対し、総合的なパッケージにより重点的に支援していくこととしています。